独立行政法人水資源機構分任契約職 木曽川中下流用水総合管理所長 津曲孝一 (公印省略)

見 積 依 頼 書

1 件 名 汚水用水中ポンプ購入

2 納 入 場 所 岐阜県加茂郡川辺町上川辺3346-129付近 川辺分水口

3 納 期 契約締結の翌日から30日間

4 内 容 等 別添、仕様書のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積書等
 - 1)様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所 及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章 を押印されたものに限ります。ただし、押印は「木佐書任者及び担当者」の氏名

を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名 及び連絡先を明記することで省略することができます。

2)提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)

なお、FAXに拠りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。

- 3) 提出期限 令 和 7 年 11 月 26 日 12:00 まで
- 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所 経理課

TEL 0587-97-3710 FAX 0587-97-1482

5)質問書 令和7年11月14日 12:00 まで

※質問の回答については、令 和 7 年 11 月 18 日 までにHPに掲載します。

6) 見積回数 2回を限度とする。

なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の 見積書提出の期限は 令和7年11月26日 16:00 までとします。

- 7)その他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積 書に記載してください。
 - ②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 3 見 積 結 果 見積結果については、<u>契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出</u> <u>期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知</u>しま す。
 - 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2) 受注代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。 くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

汚水用水中ポンプ購入

仕様書

令和7年11月

独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所

第1章 総 則

第1節 適 用

1-1 適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構木曽川中下流用水総合管理所(以下「発注者」という。)が施行する汚水用水中ポンプ購入に適用する。

第2節 資材等の内容

2-1 納入場所

岐阜県加茂郡川辺町上川辺地内3346-129付近 川辺分水口

2-2 納入品目

名称	仕様	数量	単位
逆洗ポンプ	電動機仕様:3相誘導電動機 3.7kW	1	台
(購入)	型式:乾式水中型、極数:2極		
	ストレーナ穴径:10 mm		
[汚水ポンプ]	吐出口径:50 mm		
荏原 50DS63.7 同等品	水中ケーブル:10m 添付		
	電動機焼損防止装置内蔵		
	潤滑油:タービン油 # 32 容量:1180CC		
	寸法:W433 D245 H619 [mm]程度		
	重量:本体 61 kg程度		
	保証書、取扱説明書等		

第3節 納 期

契約締結の翌日から30日間

第3節 疑 義

本仕様書に明記されていない事項等の疑義が生じた場合は、速やかに機構と協議してください。

FAX送信先 0587-97-1482

独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所 経理課 あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職 木曽川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一 殿

住 所会 社 名代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年11月11日に交付された(件名:汚水用水中ポンプ購入)の見積依頼 書等を受領しました。

〈連絡先〉			
担当部署名:			
担当者:			
電話番号:			
FAX番号:			

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相 手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

- 1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。
- 2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。



※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例)・同価格者が2者の場合

	見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値			
	〇〇工務店	¥500,000-	0	123	123+4=127		
	ロロエ業	¥600,000-		999	127÷2者=63 余り 1		
	△△組	¥500,000-	1)	4	127-24-03 未9 1		
・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、							

例) ・同価格者が3者の場合

